

新しいHACCP制度化への対応

(9)

NPO法人日本食品安全検証機構(JVO)

理事長代行 遠藤 洋一
理事 赤池 洋

〔段階3〕衛生管理計画(HACCPプラン)の作成

1) 手順7: CCPの決定(原則2)

前項の手順6(原則1)により確認された危害要因(リスト)が、この工程で制御、排除できるか、CCP(重要管理点)になるのか。HACCPチームのメンバーが中心になって、情報やデータの収集、解析、ブレインストーミング(集団思考)の実施、適切な危険度評価により判断する。

CCPとは「食品(鶏卵・鶏肉)の安全性に関する危害の発生防止、除去または許容レベルまで低下させることのできる管理対象となる場所、工程または措置」と定義されている。

2) 手順8: CCPの管理基準の設定(原則3)

3) 手順9: モニタリング方式の設定(原則4)

4) 手順10: 管理基準の改善措置の設定(原則5)

5) 手順11: HACCPシステムの有効性を確認するための検証手順の設定(原則6)

6) 手順12: システム

衛生管理計画書(HACCPプラン)の策定(段階3の1)

「段階3」衛生管理計画(HACCPプラン)の作成

1) 手順7: CCPの決定(原則2)

前項の手順6(原則1)により確認された危害要因(リスト)が、この工程で制御、排除できるか、CCP(重要管理点)になるのか。HACCPチームのメンバーが中心になって、情報やデータの収集、解析、ブレインストーミング(集団思考)の実施、適切な危険度評価により判断する。

CCPとは「食品(鶏卵・鶏肉)の安全性に関する危害の発生防止、除去または許容レベルまで低下させることのできる管理対象となる場所、工程または措置」と定義されている。

2) 手順8: CCPの管理基準の設定(原則3)

3) 手順9: モニタリング方式の設定(原則4)

4) 手順10: 管理基準の改善措置の設定(原則5)

5) 手順11: HACCPシステムの有効性を確認するための検証手順の設定(原則6)

6) 手順12: システム

表6 CCPの整理表

(1) 鶏卵の受け入れ工程におけるCCPの整理表

| 危害要因 | 危害要因 | 管理基準(Critical Limit, CL) ^{※1} の設定(手順8) | モニタリング方式の設定(手順9) | 改善措置の設定(手順10) | 検証方式の設定(手順11) | 記録(手順12) |
|------|-----------|---|------------------|---------------|------------------|------------------------|
| B | サルモネラ属菌 | 飼育環境(床・壁・卵殻)スワブ検査陰性 | 環境・卵殻スワブの検査記録の確認 | 用途変更 | モニタリング・是正措置記録の確認 | 環境・卵殻スワブの検査記録 |
| | カンピロバクター等 | | | | | モニタリング・是正措置記録 |
| | 腐敗卵 | 毎日の夜間巡回記録がある | 定刻巡回で産卵日記録の確認 | 廃棄 | モニタリング・是正措置記録の確認 | 産卵日記録 モニタリング・是正措置記録 |
| C | 農薬・薬剤 | 飼育農場薬剤購入伝票・指示書がある | 使用薬剤の休薬記録の確認 | 廃棄 | モニタリング・是正措置記録の確認 | 使用薬剤の休薬記録 |
| | | 休薬期間を遵守している | | | | モニタリング・是正措置記録 |
| P | なし | | | | | |

(2) 鶏肉の受け入れ工程におけるCCPの整理表

| 危害要因 | 危害要因 | 管理基準(Critical Limit, CL) ^{※1} の設定(手順8) | モニタリング方式の設定(手順9) | 改善措置の設定(手順10) | 検証方式の設定(手順11) | 記録(手順12) |
|------|-----------|---|------------------|---------------|------------------|---------------|
| B | サルモネラ属菌 | 飼育環境(床・壁)スワブ検査陰性 | 環境スワブの検査記録の確認 | 廃棄 | モニタリング・是正措置記録の確認 | 環境スワブの検査記録 |
| | カンピロバクター等 | | | | | モニタリング・是正措置記録 |
| | 病鶏・異常鶏 | 食鳥検査制度を適用 ^{※3} | | | | |
| C | 農薬・薬剤 | 飼育農場薬剤購入伝票・指示書がある | 使用薬剤の休薬記録の確認 | 廃棄 | モニタリング・是正措置記録の確認 | 使用薬剤の休薬記録 |
| | | 休薬期間を遵守している | | | | モニタリング・是正措置記録 |
| P | なし | | | | | |

(3) 鶏肉の脱羽工程におけるCCPの整理表

| 危害要因 | 危害要因 | 管理基準(Critical Limit, CL) ^{※1} の設定(手順8) | モニタリング方式の設定(手順9) | 改善措置の設定(手順10) | 検証方式の設定(手順11) | 記録(手順12) |
|------|--------|---|------------------|---------------|---------------|----------|
| B | 病鶏・異常鶏 | 食鳥検査制度を適用 ^{※3} | | | | |
| C | なし | | | | | |
| P | なし | | | | | |

(4) 鶏肉の内臓摘出工程におけるCCPの取り扱い

| 危害要因 | 危害要因 | 管理基準(Critical Limit, CL) ^{※1} の設定(手順8) | モニタリング方式の設定(手順9) | 改善措置の設定(手順10) | 検証方式の設定(手順11) | 記録(手順12) |
|------|--------|---|------------------|---------------|---------------|----------|
| B | 病鶏・異常鶏 | 食鳥検査制度を適用 ^{※3} | | | | |
| C | なし | | | | | |
| P | なし | | | | | |

※1 管理基準=CCPで絶対を超えてはならない基準

※2 生物学的=B、化学的=C、物理学的=P。通常、危害要因は、生物学的危害要因(Biological hazard)、化学的危険要因(Chemical hazard)、物理的危険要因(Physical hazard)の英単語の頭字からB、C、Pと略称され、3区分されている。

※3 厚生労働省:厚生省(1990)食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律

「段階3」衛生管理計画(HACCPプラン)の作成

1) 手順7: CCPの決定(原則2)

前項の手順6(原則1)により確認された危害要因(リスト)が、この工程で制御、排除できるか、CCP(重要管理点)になるのか。HACCPチームのメンバーが中心になって、情報やデータの収集、解析、ブレインストーミング(集団思考)の実施、適切な危険度評価により判断する。

CCPとは「食品(鶏卵・鶏肉)の安全性に関する危害の発生防止、除去または許容レベルまで低下させることのできる管理対象となる場所、工程または措置」と定義されている。

2) 手順8: CCPの管理基準の設定(原則3)

3) 手順9: モニタリング方式の設定(原則4)

4) 手順10: 管理基準の改善措置の設定(原則5)

5) 手順11: HACCPシステムの有効性を確認するための検証手順の設定(原則6)

6) 手順12: システム

衛生管理計画書(HACCPプラン)の策定(段階3の1)

「段階3」衛生管理計画(HACCPプラン)の作成

1) 手順7: CCPの決定(原則2)

前項の手順6(原則1)により確認された危害要因(リスト)が、この工程で制御、排除できるか、CCP(重要管理点)になるのか。HACCPチームのメンバーが中心になって、情報やデータの収集、解析、ブレインストーミング(集団思考)の実施、適切な危険度評価により判断する。

CCPとは「食品(鶏卵・鶏肉)の安全性に関する危害の発生防止、除去または許容レベルまで低下させることのできる管理対象となる場所、工程または措置」と定義されている。

2) 手順8: CCPの管理基準の設定(原則3)

3) 手順9: モニタリング方式の設定(原則4)

4) 手順10: 管理基準の改善措置の設定(原則5)

5) 手順11: HACCPシステムの有効性を確認するための検証手順の設定(原則6)

6) 手順12: システム